

証券コード1429
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日2026年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号
株式会社日本アクア
代表取締役社長 中 村 文 隆

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第22回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.n-aqua.jp/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記東証ウェブサイトにも掲載
しております。東証ウェブサイトにおいては、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索
し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げま
す。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等(電磁的方法)により議決権を
行使することができますので、お手数ながら**株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月27日
(金曜日)午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよ
うご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、
同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面
の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権
行使のご案内」をご確認いただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時 受付開始午前9時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス アネックス棟3F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第22期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1)電子提供措置事項のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
(2)インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
(3)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項等につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご発送に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

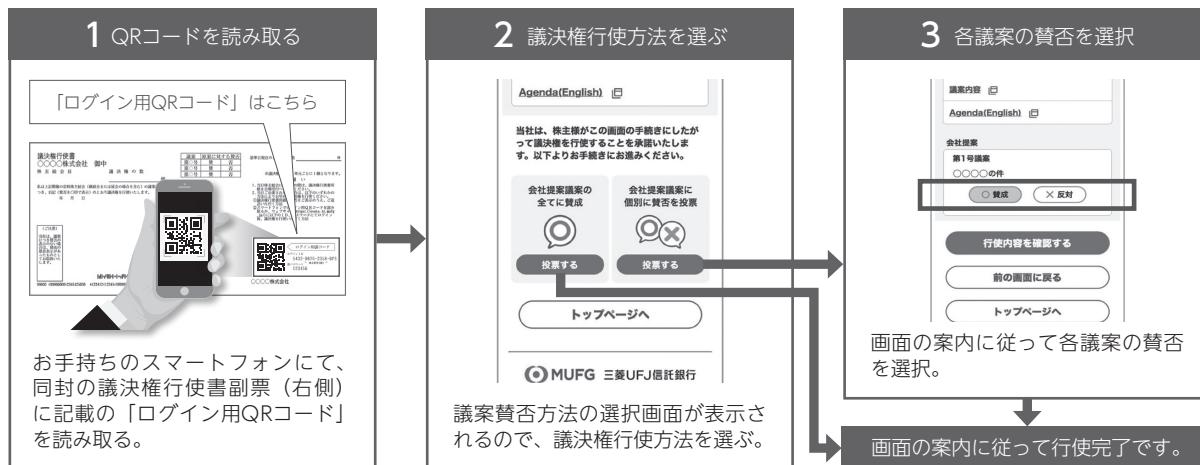
行使期限

3月27日（金曜日）
午後6時まで



スマートフォンによる方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



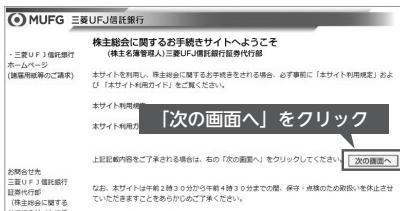
パソコン、スマートフォン、タブレット端末から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



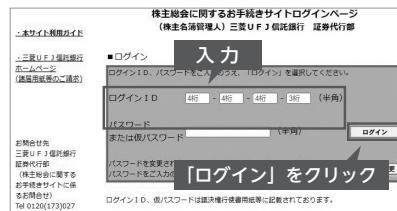
インターネットによる議決権行使に必要な、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降、画面の案内に従い、議決権をご行使ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料) 受付時間：9：00～21：00

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかな回復基調が続いています。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドに影響を与えており、米国の通商政策や金融市場の変動も、景気の下振れリスクとなっています。

当社が属する住宅・建築業界においては、2025年4月より新築されるほぼ全ての住宅・建築物に、省エネルギー基準への適合が義務化されることとなりました。本基準は、断熱性能を示す「外皮性能」と、エネルギー消費量を示す「一次エネルギー消費性能」の2つの指標から構成されており、現行基準では断熱等性能等級（以下、「断熱等級」と言います。）「4」に相当する水準が求められます。

政府は、2030年を目途に、現状普及が進むZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準である断熱等級「5」への引き上げ方針を示しています。さらに、2025年9月には、経済産業省より現行のZEH基準を強化した「GX ZEH」の定義が発表され、2027年4月からの適用が予定されており、断熱等級は「6」へと引き上げられます。こうした政策動向を受け、断熱等級「4」は既に過去の基準となりつつあり、断熱等級「6」以上の上位等級への関心が一層高まっています。また、断熱性や気密性の結露抑制や劣化防止を通じて、住宅の耐久性や長寿命化に寄与するとの認識も、一般消費者の間で広がりつつあります。

一方、非住宅分野においては、情報関連分野を中心に企業の設備投資が拡大し、省力化・合理化を目的とした高断熱化のニーズが高まっています。特に、低PUE（Power Usage Effectiveness：IT機器の消費電力に対する施設全体の消費電力の比率）が求められるデータセンターでは、省エネルギー対策や運用効率の向上を目的とした断熱性能の強化が顕著です。冷凍・冷蔵倉庫や低温物流施設などを対象とするコールドチェーン分野も、温度管理の高度化とエネルギー効率化の観点から、高性能断熱材の需要が見込まれる有望な市場として注目されています。さらに、首都圏を中心に都市再開発が進展しており、高層マンションや複合商業施設の建設においても、高い環境性能の確保が一層重視されています。

また、1980～1990年代に建築された建物の老朽化を背景に、防水改修工事の需要も増加しています。防水層の耐用年数を超えた建物では、雨漏りや劣化が進行しており、加えて気候変動対応や法規制の強化といった外部要因も、改修需要を後押ししています。当社では、断

熱・遮熱機能を一体化した独自の施工技術「FUKUGEN工法」を中心に複合的な防水ソリューションを展開しており、建物の快適性及び省エネルギー性の向上により、市場における優位性を高めております。

こうした市場環境のもと、当社は、高断熱・高气密を実現する「アクアフォームシリーズ」及び超速硬化型防水材「アクアハジクン」の製品競争力と、全国に展開する施工ネットワークを活かし、各事業部門において積極的な受注活動を展開いたしました。

戸建部門では、「気密なき断熱は無力なり」を掲げ、断熱施工に気密測定サービスを組み合わせた提案により差別化を進め、市場シェア拡大に取り組みました。さらに、2025年7月からは「まるっとアクアフォーム」として、住宅ごとに最適な断熱プランを提供する体制を整備しました。こうした差別化戦略が奏功し、広域展開する大手ビルダーからの受注が拡大したほか、2024年秋に取引を開始した新規大口顧客からの施工案件も通期で寄与いたしました。なお、4号特例（小規模建築物に対する建築審査の簡略化）の縮小による駆け込み需要の影響は限定的であり、当社の成長は、構造的な需要拡大及び提案力の強化によるものと認識しております。その結果、施工棟数は前年比11.1%増加し、当部門の売上高は15,765百万円となりました。

建築物部門では、データセンターや商業施設、高層マンションなどの新設案件を着実に獲得しましたが、一部案件における建設費の高騰や資材価格の変動を背景とした設計変更や着工判断の遅れの影響を受ける結果となりました。一方で、当期は、受注から施工までの一貫した対応力を高める転換期と位置付け、より確度の高い案件選定と現場対応力の向上を目的に建築工事管理部を新設いたしました。同部門による追加工事の獲得や仕様変更への柔軟な対応が進み、施工単価は堅調に推移し、収益性向上に寄与しました。その結果、同部門の売上高は9,896百万円となりました。

防水部門では、施工実績の拡充に伴う認知度向上により、大型物流センターや全国チェーンストアなどの受注を着実に獲得したことで、前年の2倍超となる売上高1,515百万円となりました。今後も新規及びリピート受注が拡大すると見込んでおります。

原料販売は2,072百万円、副資材・機械等を含むその他部門の売上高は4,420百万円となりました。

(単位：百万円、%)

	第21期 2024年度	第22期 2025年度	増減額	増減比
戸建部門	13,704	15,765	+2,061	+15.0
建築物部門	9,499	9,896	+397	+4.2
防水部門	719	1,515	+795	+110.5
原料販売	2,226	2,072	△154	△6.9
その他部門	4,115	4,420	+305	+7.4
売上高合計	30,265	33,670	+3,405	+11.3

この結果、当事業年度の売上高は33,670百万円（前年比11.3%増）となりました。売上総利益は7,738百万円（同12.8%増）、売上総利益率は23.0%（同0.3ポイント増）となりました。営業利益は2,774百万円（同7.7%増）となった一方、営業利益率は8.2%と前年比で0.3ポイント低下しました。これは、成長に向けた先行投資の実施により販売費及び一般管理費率が上昇（同0.5ポイント増）したことによるものです。販売費及び一般管理費は4,964百万円で、その主な内訳は人件費2,487百万円、実習生関連費634百万円、地代家賃285百万円となっております。また、経常利益は2,794百万円（同7.3%増）、当期純利益は1,895百万円（同3.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は503百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 有形固定資産

土地	385百万円
車両運搬具	63百万円

② 無形固定資産

ソフトウェア仮勘定	26百万円
-----------	-------

(3) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題としては、足もとの景気の回復や住宅・建築物に係る法制度の改正、省エネルギーに関する補助金や優遇税制、低金利融資などの支援策に注目し、断熱材に対する需要の高まりに応え、当社の持続的発展を実現するため、以下の取り組みを行っています。

① 中期経営計画について

当社は、2024年2月14日に、2026年度を最終年度とする中期経営計画「3 Pillars of Stability (安定した3本柱)」を策定し、2024年11月8日には、株主還元の安定性と継続的な向上を目的として、累進配当制度を導入しております。その後、2026年2月13日公表の決算短信に記載のとおり、事業環境の変化を踏まえ、2026年12月期の業績予想について見直しを行い、売上高37,000百万円、経常利益2,910百万円といたしました。主な要因は、建築物部門において、大型建設工事を中心に着工の遅延や計画の見直しが引き続き複数発生しており、施工量が当初想定を下回る見込みとなったことによるものです。これに伴い、当該部門では市場規模の一時的な縮小を背景に競争環境が厳しさを増しており、短期的には利益水準に影響を及ぼすことが想定されます。

一方で、これらの市場環境の変化は一過性のものと認識しており、中長期的な成長戦略、事業基盤の強化方針及び安定的な株主還元方針に変更はありません。なお、売上高については、他部門が堅調に推移していることから、当初予想どおりの水準を見込んでおります。引き続き、収益性の確保と企業価値の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

本見通しに関する記述は、現時点で入手可能な情報に基づき、当社経営陣の判断により作成したものでありますが、今後の事業環境や市場動向等により、実際の業績と異なる結果となる可能性があります。

② サステナビリティへの取り組み

当社は、経営理念である「人と地球にやさしい住環境を創ることで社会に貢献」のもと、「アクアフォームシリーズ」による住宅・建築物のCO₂排出量削減や、ウレタン断熱材のリサイクル推進など、社会課題の解決に向けて取り組んでおります。

また、人的資本への取り組みの一環として、社員一人ひとりが柔軟で持続可能な働き方を実現できるよう、2026年1月より時差通勤制度を導入するなど、社内の働き方改革も進めております。

その中で、国際的な非営利団体CDPが実施する2025年度気候変動調査において、マネジメントレベルとされる「Bスコア」を2年連続で獲得しました。さらに、主力製品である「アク

アフォーム」をはじめとする当社製品が、SuMPO EPDにおける第三者検証を実施し、現場発泡ウレタン断熱材として国内初となるEPD（環境製品宣言）を取得しました。

今後も、事業活動及び働き方改革の両面から、持続可能な社会の実現に寄与してまいります。

③ 施工人員の増加と強固な施工体制の構築

持続的な成長と競争力維持に向けては、高品質な施工を担う人材の確保・育成が重要であるとの認識のもと、人的資本への投資を進めております。具体的には、施工人員のライフワークバランス向上に向けた土日休み制度の導入、給与体系や手当の見直しによる処遇改善、営業所・倉庫の新設による職住近接の推進など、働きやすい職場環境の整備を図っております。また、マネジメント・スペシャリスト・独立志向など多様なキャリアパスの構築、専門部署による研修や安全大会の実施、安全管理体制の徹底、特定技能外国人・技能実習生の受け入れ強化など、施工人材の質・量両面での強化に取り組んでおります。

④ プライム市場上場維持及び資本コストや株価を意識した経営の実現について

当社は、資本コストや株価を意識した経営を重要な経営課題と位置付け、収益力の向上や資本効率の改善を通じて、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。プライム市場上場の維持は、購買力や工事受注における信用力、優秀な人材の採用・定着といった当社の競争力全体を支える重要な要素であると考えています。こうした考え方のもとで経営を進めた結果、当社の試算では、2025年12月末時点でプライム市場の上場維持基準を充足いたしました。

さらに、株式会社JPX総研及び株式会社日本経済新聞社が共同で算出を行っている「JPX日経中小型株指数」の2025年度（2025年8月29日～2026年8月28日）の構成銘柄として、新規に選定されました。

今後も株式市場における適正な評価の獲得と株式の流動性向上に努めるとともに、資本コストの定期的な把握、市場評価の分析、株主・投資家との対話を通じて得られた意見を経営陣及び取締役会に適切にフィードバックし、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期 2024年度	第22期 2025年度
売 上 高(千円)	25,670,205	28,341,797	30,265,345	33,670,846
経 常 利 益(千円)	2,359,918	2,917,047	2,604,134	2,794,127
当 期 純 利 益(千円)	1,549,154	2,004,188	1,839,630	1,895,906
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	47.99	63.83	58.55	59.42
総 資 産 額(千円)	21,969,963	20,392,151	24,071,841	25,810,383
純 資 産 額(千円)	7,966,564	9,304,646	10,545,914	11,633,907
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	254.41	296.24	330.50	361.17

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ヒノキヤグループ	100百万円	54.95%	住宅事業、断熱材事業、不動産投資事業、リフォーム事業等
株式会社ヤマダホールディングス	71,149百万円	(54.95%)	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務

(注) 出資比率は、2025年12月31日現在の発行済株式の総数から自己株式2,548,771株を控除して計算しております。また、出資比率の(内書)は間接所有の割合であります。

② 親会社との取引に関する事項

株式会社ヒノキヤグループ及び株式会社ヤマダホールディングスと当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、事業活動を行う上での承認事項等、両社等との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。また、両社等ないしそのグループ会社とは断熱材の施工について一定の取引があります。

③ 子会社の状況

当社は海外子会社1社を有しておりますが、重要性が低いため、連結対象とはしておりません。

(7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

- ① 戸建・建築物向け断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）の開発・販売・施工
- ② 環境省産業廃棄物広域認定制度資源リサイクルブローイング断熱材の製造・販売・施工
- ③ 戸建・建築物向け防水材の開発・販売・施工

(8) 主要な営業所及び事業所（2025年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区
関東事務センター	神奈川県横浜市港北区
関西事務センター	大阪府大阪市西区
九州事務センター	福岡県福岡市博多区
青森営業所	青森県青森市
秋田営業所	秋田県秋田市
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
新潟営業所	新潟県新潟市東区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市桜区
神奈川営業所	神奈川県厚木市
北関東営業所	栃木県鹿沼市
名古屋営業所	愛知県名古屋市港区
松本営業所	長野県松本市
金沢営業所	石川県金沢市
大阪営業所	大阪府大阪市住之江区
岡山営業所	岡山県岡山市北区
鳥栖営業所	佐賀県鳥栖市
宮崎営業所	宮崎県都城市
テクニカルセンター	神奈川県横浜市緑区
仙台リサイクル工場	宮城県仙台市宮城野区
関東リサイクル工場	千葉県白井市
関西リサイクル工場	兵庫県丹波市
九州リサイクル工場	福岡県筑後市

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
710名	98名(増)	35歳	3年11か月

(注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員数(パートタイマー、契約社員)が含まれております。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
(株)三菱UFJ銀行	816,000
(株)三井住友銀行	764,000
(株)千葉銀行	744,000
(株)埼玉りそな銀行	672,000
(株)武蔵野銀行	672,000
(株)みずほ銀行	624,000
(株)第四北越銀行	384,000
(株)横浜銀行	62,000
三井住友信託銀行(株)	62,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数（2025年12月31日現在） 34,760,000株（自己株式2,548,771株を含む）
- (3) 株主数（2025年12月31日現在） 12,314名
- (4) 大株主（発行済株式の総数（自己株式を除く。）に対する株式の保有割合の高い上位10名の大株主）（2025年12月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒノキヤグループ	17,700,000 ^株	54.95 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,114,000	6.56
中村 文隆	1,005,800	3.12
早川 直希	433,000	1.34
日本アクア従業員持株会	369,400	1.15
幸福船舶株式会社	283,000	0.88
片山 善博	242,000	0.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	229,100	0.71
村上 友香	223,400	0.69
南角 光彦	202,000	0.63

（注） 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（2,548,771株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年11月17日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、以下のとおり自己株式処分を行いました。

- ① 払込期日 2025年12月25日
- ② 処分する株式の種類及び株式数 当社普通株式 323,000株
- ③ 処分価格 1株につき857円
- ④ 処分価格の総額 276,811,000円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社会社員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 文 隆	Aquafoam Asia Associates 代表取締役
専務取締役 (管理本部・財務経理部・内部統制部・営業支援部・工程監理部担当)	村 上 友 香	
常務取締役 (テクノカルセンター・積算部・環境部・機械整備部担当)	永 田 和 久	
取締役 (住宅事業担当)	藤 井 豪 二	
取締役 (建築事業・品質管理部担当)	宇 佐 美 計 史	
取締役	剣 持 健	剣持健公認会計士事務所代表 日本化学工業(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役	小 松 健 次	(株)クラレ社外監査役 (株)ロングリーチビジネスパートナーズ会長 FCLコンポーネント(株)代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	内 海 統 之	
取締役 (監査等委員)	枡 田 由 貴	サンライズ法律事務所パートナー (株)日水コン社外取締役 (監査等委員) テモナ(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	樋 口 尚 文	樋口公認会計士事務所代表 日本紙パルプ商事(株)社外監査役 東北大学会計大学院教授 (株)日本能率協会コンサルティング監査役 (株)ファンペップ社外監査役
取締役 (監査等委員)	仁 科 秀 隆	中村・角田・松本法律事務所パートナー (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1 取締役剣持健氏、小松健次氏、内海統之氏、枡田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- 2 取締役剣持健氏及び取締役 (監査等委員) 樋口尚文氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 監査等委員の監査・監督機能を強化し、会計監査人及び内部監査室等との連携におり臨機応変かつ高度な情報収集を可能とすべく、内海統之氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めております。取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会の審議又は決定を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役及び独立社外取締役を除く。）の報酬は基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の3種類で構成され、各々の個人別報酬は以下のとおり決定されます。

- [1] 基本報酬は取締役報酬内規に基づき、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [2] 業績連動報酬等は業績を踏まえた上で、役位毎の基礎額と、業績寄与度を加味して決算期末に支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [3] 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）
当社企業業績へのインセンティブを与え、株主との利益共有を図ることを目的として、金銭債権を現物出資財産として給付するもので、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定します。
- [4] 各報酬の構成割合は、中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株主メリット・デメリットを共有するために、最も適切な支給割合とすることを方針とします。具体的な割合については取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [5] 報酬を与える時期・条件に関する方針
各報酬別に下記のとおりとします。

・基本報酬	毎月
・業績連動報酬等	1月
・非金銭報酬等	4月

なお、独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬、業績連動型の要素が含まれないものとしております。本方針に従い、報酬委員会で審議された上で、報酬委員会で決定します。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会で決定します。

iii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬及び業績連動報酬等については、報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、村上友香専務取締役（管理本部・財務経理部・内部統制部・営業支援部・工程監理部担当）、剣持健社外取締役、内海統之社外取締役（常勤監査等委員）及び杉田由貴社外取締役（監査等委員）から構成される報酬委員会が取締役会の委任を受けて決定しております。報酬委員会については、その権限が適切に行使されるようにするための措置として、委員の過半数を社外取締役としており、また、報酬委員会が必要と認めたときは、報酬委員以外の者を報酬委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができることとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2024年3月28日開催の第20回定時株主総会において、年額5億円以内（うち、社外取締役分2千万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議されております。当該決議に係る取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）です。

上記の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬制度として、2023年3月28日開催の第19回定時株主総会において譲渡制限付株式制度の導入が決議されております。当該決議に係る取締役の員数は5名です。その総額は、企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的とすることを踏まえ相当と考えられる金額として年額7千万円以内と決議されております。

また、譲渡制限付株式報酬として交付される株式は当社の普通株式であり、その総数は年250,000株以内（但し、株式分割等に応じて合理的に調整する。）、譲渡制限期間はその払込期日から40年間までの間であらかじめ定めた期間とし、譲渡制限の解除条件は、死

亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位を喪失した場合その他正当な理由がある場合を除き当該譲渡制限期間中継続して当社取締役等の地位にあったことを条件とする旨が決議されております。

③ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	249,143	249,143	-	-	8
(うち社外取締役)	(8,100)	(8,100)	(-)	(-)	(3)
取締役 (監査等委員)	22,800	22,800	-		5
(うち社外取締役)	(22,800)	(22,800)	(-)		(5)

- (注) 1.非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬 (RS)であります。当社は、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対する当社の企業価値向上へのインセンティブ及び株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬 (RS) を導入しておりますが、当事業年度における交付はありません。
- 2.業績連動報酬等に係る業績指標の内容は、当事業年度の経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営活動全般の利益を表すものであり、経営指標として重視しているためです。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
- 3.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役剣持健氏の兼職先である剣持健公認会計士事務所、日本化学工業(株)、社外取締役小松健次氏の兼職先である(株)クラレ、(株)ロングリーチビジネスパートナーズ、FCLコンポーネント(株)、社外取締役 (監査等委員) 松田由貴氏の兼職先であるサンライズ法律事務所、(株)日水コン、テモナ(株)、社外取締役 (監査等委員) 樋口尚文氏の兼職先である樋口公認会計士事務所、日本紙パルプ商事(株)、東北大学会計大学院、(株)日本能率協会コンサルティング、(株)ファンペップ及び社外取締役 (監査等委員) 仁科秀隆氏の兼職先である中村・角田・松本法律事務所、(株)キタムラ・ホールディングスは、当社と取引関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況（出席回数/開催回数）

区分	氏名	取締役会	監査等委員会
取締役	劔 持 健	18回/18回 (出席率100%)	—
取締役	小 松 健 次	13回/13回 (出席率100%)	—
取締役 (監査等委員)	内 海 統 之	12回/13回 (出席率92%)	11回/11回 (出席率100%)
取締役 (監査等委員)	松 田 由 貴	18回/18回 (出席率100%)	15回/15回 (出席率100%)
取締役 (監査等委員)	樋 口 尚 文	18回/18回 (出席率100%)	15回/15回 (出席率100%)
取締役 (監査等委員)	仁 科 秀 隆	18回/18回 (出席率100%)	15回/15回 (出席率100%)

③ 当事業年度における主な活動状況

- i. 劔持健氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、公認会計士としての企業会計に関する豊かな専門知識と監査に関する幅広い知見や経験等に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、積極的に発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- ii. 小松健次氏は、就任後に開催された取締役会において、社外取締役として、これまでの経営経験を踏まえた助言を行うとともに、経営全般について客観的かつ多角的な観点からの発言を通じて、当社経営の意思決定及び業務執行に対する監督機能の強化に貢献されました。また、任意の指名委員会の委員として取締役候補者の選定など、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- iii. 内海統之氏は、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会において、社外取締役（監査等委員）として、上場企業の監査役を長年務めた経験を踏まえ、内部統制の整備・運用状況や業務執行の適法性・妥当性について、専門的かつ客観的な観点からの意見・助言を行っております。
- iv. 松田由貴氏は、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行

っており、また、任意の報酬委員会の委員として取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。

- v. 樋口尚文氏は、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に公認会計士としての企業会計に関する豊かな専門知識と監査に関する幅広い知見や経験等に基づき、経営の方針や経営改善について積極的に発言を行っており、また、任意の指名委員会の委員として取締役候補者の選定など、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- vi. 仁科秀隆氏は、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償請求責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、現在、当社の各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は当該責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、その内容は次のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社の取締役及び執行役員の全員

② 被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は、全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 填補対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

④ 被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置内容

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬について監査等委員会が同意した理由

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 34,500千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,500千円 |

(注) 1 上記以外に当事業年度において計上した、前事業年度に係る追加報酬が1,512千円あります。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意を得て、監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役会及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、企業理念、定款、株主総会決議、取締役会規則及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役（監査等委員でない取締役。以下同じ。）の職務の執行を監督しております。

②取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき職務権限規程その他社内規則に従い当社の業務を遂行するとともに、毎月1回以上開催される取締役会において業務執行の状況を報告しております。

③監査等委員である取締役は、法令の定める権限に基づき監査を実施するとともに内部監査担当部署及び監査法人と連携して、監査等委員会規程及び監査計画書に従い、取締役の職務執行の適法性について監査を実施しております。また、経理規程その他の社内規則に従い会計基準その他の関連する諸法令を順守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

④使用人の職務の執行については、代表取締役が各部門会議等に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。監査等委員である取締役による監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査を充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び使用人の業務全般に係る情報については、文書取扱規程の保存区分に応じて適切かつ検索ができる状態にて保存・管理します。これらの保存・管理された文書は、監査等委員である取締役から要請があれば容易に閲覧可能な状況であることを維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の取締役及び使用人は、定期的にそれぞれの部門に内在するリスクの洗い出しを行い、リスクを把握、分析、評価した上で定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。

- (4) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は各部門及び子会社の業務執行の適正を確保するための体制の確立と運用の権限と責任を有します。法令順守体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制及び効率的職務執行等について定められている社内規程及び子会社管理規程の定めるところに従い、当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は、業務の適正を確保するための体制整備・運用を行います。
- ②当社の内部監査担当部署は、当社及び子会社の職務執行の状況を監査し、企業集団における業務の適正の確保に寄与します。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 社内規程に基づく職務分掌、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。
- (6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務を一時的に補助するための使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員である取締役補助者を設置することができる体制を確保しております。監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。なお、監査等委員である取締役の職務を一定期間補助するための使用人を任命した場合は、当該使用人の異動・業績評価等人事権に係る事項の決定に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員である取締役の事前の同意を必要とします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制、監査等委員である取締役への報告に関する体制及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告するものとします。前記に拘わらず、監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、監査等委員である取締役は必要に応じて、代表取締役、内部監査担当部署、監査法人と意見交換を行います。

(8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査等委員である取締役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告するものとします。また、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を採っております。

(10)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図ります。監査等委員である取締役及び内部監査担当部署は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告します。

(11)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力との関係の遮断を企業防衛の観点より必要不可欠であると考え、市民生活の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図ります。社内規則では、反社会的勢力対策規程を制定し従業員個人及び会社としての反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて外部の専門家に意見を求めることができる体制を整えます。

7. 会社の業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は15回、社外役員懇談会は12回開催いたしました。
- ② 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び各営業所の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。内部監査の結果については取締役会に報告しております。
- ④ 当社は「コンプライアンス委員会」を2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、「安全リスク管理委員会」を同じく2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、職場の安全衛生や品質管理に関するリスク管理体制を見直しました。

（ 以上の事業報告における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
なお、小数点及び百分比につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。 ）

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,015,299	流動負債	14,090,615
現金及び預金	2,415,160	買掛金	7,528,350
受取手形、売掛金及び契約資産	7,977,173	短期借入金	4,800,000
電子記録債権	1,434,813	リース債務	12,676
商品及び貯蔵品	421,796	未払金	400,035
原材料及び貯蔵品	2,469,110	未払費用	297,465
前渡金	9,639	未払法人税等	687,987
前払費用	248,185	未払消費税等	101,689
未収入金	5,032,498	前受金	41,284
その他貸倒引当金	31,129	預り金	38,256
	△24,207	賞与引当金	40,531
固定資産	5,795,084	その他	142,339
有形固定資産	4,480,123	固定負債	85,860
建物	2,090,123	資産除去債務	40,239
構築物	121,518	その他	45,621
機械及び装置	117,887	負債合計	14,176,475
車両運搬具	18,401	純資産の部	
工具、器具及び備品	45,452	株主資本	11,633,185
土地	2,065,464	資本金	1,903,649
リース資産	20,434	資本剰余金	2,097,430
建設仮勘定	840	資本準備金	1,883,649
無形固定資産	88,785	その他資本剰余金	213,780
借地権	15,000	利益剰余金	9,168,917
ソフトウェア	36,849	その他利益剰余金	9,168,917
リース資産	2,764	繰越利益剰余金	9,168,917
ソフトウェア仮勘定	33,780	自己株式	△1,536,812
その他	390	評価・換算差額等	722
投資その他の資産	1,226,175	その他有価証券評価差額金	722
投資有価証券	3,944	純資産合計	11,633,907
関係会社株	16,988	負債・純資産合計	25,810,383
関係会社長期貸付金	560		
従業員に対する長期貸付金	37,535		
破産更生債権等	2,114		
長期前払費用	57,724		
繰延税金資産	451,446		
敷金及び保証金	306,823		
その他貸倒引当金	132,890		
	273,876		
	△57,729		
資産合計	25,810,383		

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	33,670,846
売上原価	25,932,324
売上総利益	7,738,522
販売費及び一般管理費	4,964,092
営業利益	2,774,429
営業外収益	
受取利息	52,460
受取保険金	2,605
業務受託料	4,990
その他	17,886
合計	77,943
営業外費用	
支払利息	42,956
長期前払費用償却	14,862
その他	425
合計	58,245
経常利益	2,794,127
特別利益	
固定資産売却益	6,087
特別損失	
固定資産除却損	3,805
税引前当期純利益	2,796,410
法人税、住民税及び事業税	1,000,242
法人税等調整額	△99,738
当期純利益	1,895,906

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年1月1日残高	1,903,649	1,883,649	131,726	2,015,375	8,357,887	8,357,887	△1,731,568	10,545,343
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,084,876	△1,084,876	-	△1,084,876
自己株式の処分	-	-	82,054	82,054	-	-	194,756	276,811
当期純利益	-	-	-	-	1,895,906	1,895,906	-	1,895,906
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	82,054	82,054	811,030	811,030	194,756	1,087,841
2025年12月31日残高	1,903,649	1,883,649	213,780	2,097,430	9,168,917	9,168,917	△1,536,812	11,633,185

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年1月1日残高	570	570	10,545,914
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△1,084,876
自己株式の処分	-	-	276,811
当期純利益	-	-	1,895,906
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	152	152	152
事業年度中の変動額合計	152	152	1,087,993
2025年12月31日残高	722	722	11,633,907

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外・・・・・・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により
のもの 処理し、売却原価は移動平均法による算定)

市場価格のない株式等 ・・・・・・・・主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 3年～30年

機械及び装置 2年～17年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて
おります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は熱絶縁工事業に属し、断熱材（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）の開発・販売・施工および防水材（ポリウレタ）の施工を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りとなります。

(1) 施工工事（戸建、建築物及び防水）

事業に係る主な履行義務の内容は、請負契約に基づく工事の施工等となっております。取引価格は、原則として顧客との合意に基づいた工事請負契約の金額で測定しています。

原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。工事についての進捗度の測定は、一定の期間にわたり充足される履行義務として進捗度に応じて収益を認識し、取引開始日等から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法を適用しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）で算出し

ております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識する方法を適用しております。

これらの取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 商品販売

断熱施工用機械、ウレタン原料及びその他副資材の販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,554,110千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	220,779千円
短期金銭債務	36,262千円
長期金銭債権	37,535千円
3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。	
受取手形	73,117千円
売掛金	6,534,924千円
契約資産	1,369,131千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引	
営業取引（収入分）	2,258,856千円
営業取引（支出分）	336,514千円
営業取引以外の取引	
営業取引以外（収入分）	417千円
2. 顧客との契約から生じる収益	
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表（収益認識に関する注記）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数
普通株式 34,760,000株

2. 当事業年度末日における自己株式の数
普通株式 2,548,771株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2025年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
配当金の総額 1,084,876千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 34円00銭
基準日 2024年12月31日
効力発生日 2025年3月28日

4. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2026年3月30日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項
配当金の総額 1,127,393千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 35円00銭
基準日 2025年12月31日
効力発生日 2026年3月31日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延原料交付益	41,993	千円
未払費用	85,656	//
未払事業税	35,655	//
賞与引当金	12,402	//
棚卸資産評価損	39,457	//
敷金償却費	6,579	//
貸倒引当金	25,603	//
資産除去債務	12,683	//
減価償却超過額	21,246	//
譲渡制限付株式報酬	31,370	//
その他	1,381	//
繰延税金資産合計	314,029	千円

繰延税金負債

資産除去債務	6,887	千円
その他	318	//
繰延税金負債合計	7,206	千円

繰延税金資産純額 306,823 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 //
住民税均等割	1.3 //
法定実効税率変更による影響	△0.1 //
その他	△0.1 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に熱絶縁工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金及び外部からの借入で充当しております。一時的な余資は安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。売掛金のうち一部は、割賦販売取引等回収が長期にわたるものであり、経済情勢の悪化等により回収に疑義が生じる可能性があります。営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に機械装置に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産	7,977,173	7,943,312	33,860
資産計	7,977,173	7,943,312	33,860

※ 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(注1) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	16,988
出資金	560

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
受取手形、売掛金及び契約資産	6,612,146	1,321,683	43,344
合計	6,612,146	1,321,683	43,344

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価:	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価:	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	7,943,312	－	7,943,312
資産計	－	7,943,312	－	7,943,312

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、戸建て住宅向け断熱材施工、建築物向け断熱材施工、防水施工、原料販売、その他の5種類から構成されております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報に関しましては、種類別で開示しております。

(単位：千円)

	戸建	建築物	防水	原料販売	その他	合計
財又はサービスの移転時期						
一時点	15,765,263	－	789,435	2,072,862	4,420,721	23,048,281
一定の期間	－	9,896,414	726,151	－	－	10,622,565
顧客との契約から生じる収益	15,765,263	9,896,414	1,515,587	2,072,862	4,420,721	33,670,846
外部顧客への売上高	15,765,263	9,896,414	1,515,587	2,072,862	4,420,721	33,670,846

(注) その他には、機械販売950,439千円が含まれております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な製品サービス種別における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3.当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,651,679
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,042,856
契約資産（期首残高）	1,608,173
契約資産（期末残高）	1,369,131
契約負債（期首残高）	48,384
契約負債（期末残高）	41,284

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	3,770,131
1年超2年以内	619,823
合計	4,389,954

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

親会社及び法人主要株主等との取引について重要なものではありません。

2. 子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引について重要なものではありません。

3. 兄弟会社等

兄弟会社等との取引について重要なものではありません。

4. 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ジャパン 断熱	-	断熱材施工外注及び資材等の販売	資材等の販売 (注1)	661,891	売掛金	150,842
				断熱施工外注 (注2)	9,506	買掛金	-
				原料有償支給 (注3)	4,702	未収入金	-

(注1) 資材等販売価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(注2) 断熱材施工価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(注3) 原料有償支給価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

361円17銭

2. 1株当たり当期純利益金額

59円42銭

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益金額	1,895,906千円
普通株式に係る当期純利益金額	1,895,906千円
普通株式の期中平均株式数	31,902,199株

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社 日本アクア
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 英紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本アクアの2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び主要な使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査結果の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社日本アクア 監査等委員会

常勤監査等委員 内 海 統 之 ㊞

監査等委員 松 田 由 貴 ㊞

監査等委員 樋 口 尚 文 ㊞

監査等委員 仁 科 秀 隆 ㊞

(注) 監査等委員である取締役内海統之、松田由貴、樋口尚文及び仁科秀隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額1,127,393,015円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、独立社外取締役を過半数の構成員とする指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	取締役在任年数	取締役会出席回数	候補者属性
1	なかむら 中村 文隆	男性	代表取締役社長 Aquafoam Asia Associates 代表取締役	21年4ヶ月	15/18回	再任
2	むらかみ 村上 友香	女性	専務取締役 管理本部・財務経理部・内部統制部・ 営業支援部・工程監理部担当	17年1ヶ月	18/18回	再任
3	ながた 永田 和久	男性	常務取締役 テクニカルセンター・積算部・環境 部・機械整備部担当	4年	18/18回	再任
4	ふじい 藤井 豪二	男性	取締役 住宅事業担当	3年	18/18回	再任
5	うさみ 宇佐美 計史	男性	取締役 建築事業・品質管理部担当	3年	18/18回	再任
6	けんもち 剣持 健	男性	社外取締役	3年	18/18回	再任 社外 独立
7	こまつ 小松 健次	男性	社外取締役	1年	13/13回	再任 社外 独立

再任 再任候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員 新任 新任候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なか むら ふみ たか 中村文隆 (1968年6月24日生)	1990年3月 ㈱シンコーホーム入社 1992年12月 ㈱イノアックコーポレーション入社 2001年3月 フォーム断熱㈱入社 2003年10月 BASF INOACポリウレタン㈱入社 2004年11月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2016年7月 Aquafoam Asia Associates 代表取締役 (現任) 【取締役候補者とした理由】 中村文隆氏は、2004年当社の創業以来、代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、事業全般に関する戦略立案及び業務執行の責任者として、当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分果たし、持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。	1,005,800株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> むら かみ ゆ か 村上友香 (1967年3月13日生)	1987年4月 衆議院議員事務所入所 1993年9月 ㈱セントラルホームズ入社 2004年12月 当社入社 総務部長 2009年2月 当社取締役総務部長 2012年8月 当社常務取締役 2013年3月 当社専務取締役 2023年7月 当社専務取締役管理本部・財務経理本部・業務管理本部担当 2025年1月 当社専務取締役管理本部・財務経理部・内部統制部・営業支援部・工程監理部担当 (現任) 【取締役候補者とした理由】 村上友香氏は、当社入社以来、法務、人事総務、財務経理、広報、リスク管理での豊富な経験と実績を有しており、当社の管理部門を統括し、企業価値向上に貢献してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、持続的な成長・企業価値の向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。	223,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なが た かず ひさ 永田和久 (1966年7月1日生)	<p>1992年 4月 日清紡ケミカル(株)入社 2012年 9月 NEDO(独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構) 出向 2016年 3月 当社入社 原料開発部長 2018年 3月 当社取締役 2019年 3月 当社執行役員テクニカルセンター長 2022年 3月 当社取締役開発部・テクニカルセンター担当 2024年 1月 当社取締役テクニカルセンター・品質管理部・工事部・施工店開発部・機械整備部担当 2025年 1月 当社常務取締役テクニカルセンター・積算部・環境部・機械整備部担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 永田和久氏は、当社入社以来、施工現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を活かしたウレタン原料開発を通じて当社の事業領域の拡大に貢献し、2022年3月からは取締役として経営に参画しております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。</p>	8,200株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ふじ い こう じ 藤井豪二 (1973年5月31日生)	<p>1994年 2月 (株)ハウステック入社 2013年 4月 当社入社 2017年 3月 当社北陸・甲信越ブロック長 2019年 1月 当社北関東ブロック長 2020年 1月 当社執行役員 2023年 1月 当社上席執行役員住宅事業部担当 2023年 3月 当社取締役住宅事業部担当 2024年 1月 当社取締役住宅事業担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 藤井豪二氏は、当社入社以来、重要な営業拠点の責任者を歴任した後、執行役員及び住宅事業の責任者として当社の主力事業である戸建部門を統括し、事業の拡大に貢献してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>	5,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 宇佐美計史 (1967年4月30日生)	<p>1993年4月 (株)大阪フェルナンデス入社 1997年8月 住友林業ツーバイフォー(株)入社 2008年7月 当社入社 2012年10月 当社東北ブロック営業部長 2016年2月 当社建築営業部長 2016年3月 当社取締役 2019年3月 当社執行役員 2023年1月 当社次席執行役員建築事業部担当 2023年3月 当社取締役建築事業部担当 2025年1月 当社取締役建築事業・品質管理部担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 宇佐美計史氏は、当社入社以来、重要な営業拠点の責任者を歴任した後、建築事業の責任者として建築物部門の業容拡大を推進してまいりました。また、当社の取締役及び執行役員としての経験を通じて経営に関する十分な知見を有しており、今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>	16,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	再任 社外 独立 けんもち たけし 剣持 健 (1979年6月13日生)	2003年10月 中央青山監査法人京都事務所（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2007年3月 公認会計士登録 2012年6月 剣持健公認会計士事務所設立代表（現任） 2017年4月 ㈱タカヨシ専務取締役 2021年12月 同社代表取締役副社長 2023年3月 当社社外取締役（現任） 2023年6月 日本化学工業㈱社外取締役（監査等委員）（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 剣持健氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に加え、㈱タカヨシ代表取締役副社長をはじめとする経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年3月から社外取締役として経営に参画しており、今後も当社経営に対する助言や客観的な視点での適切な監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。	一株
7	再任 社外 独立 こまつ けんじ 小松 健次 (1953年3月24日生)	1978年4月 三菱商事㈱入社 2003年10月 エコラボ㈱入社 2005年7月 同社代表取締役社長 2010年10月 GE東芝シリコン㈱営業本部長 2013年3月 ㈱バルシステム24取締役兼代表取締役社長 2016年3月 ㈱バルシステム24ホールディングス取締役会長 2019年3月 ㈱クラレ社外監査役（現任） 2025年3月 当社社外取締役（現任） 2025年7月 FCLコンポーネント㈱代表執行役社長（現任） 2025年7月 ㈱ロングリーチビジネスパートナーズ会長（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 小松健次氏は、三菱商事㈱、エコラボ㈱、㈱バルシステム24などで要職を歴任し、企業経営・組織運営における豊富な経験を有しております。2019年3月から㈱クラレの社外監査役を務め、ガバナンス強化に貢献されました。2025年3月から社外取締役として経営に参画しており、今後も当社経営に対する助言や客観的な視点での適切な監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 剣持健氏及び小松健次氏は、社外取締役候補者であります。なお、剣持健氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。また、小松健次氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。

- 3 当社は、取締役剣持健氏及び小松健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 4 当社は剣持健氏及び小松健次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。剣持健氏及び小松健次氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の各再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、また、本議案が原案どおり承認可決された場合、いずれの候補者についても、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役内海統之氏は、本總會終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本總會にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、監査等委員である取締役候補者は、独立社外取締役を過半数の構成員とする指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

社外	社外取締役候補者	独立	独立役員	新任	新任候補者	
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					所有する当社の株式数
新任	社外	独立				一株
しむむらしよさく 下村昌作 (1963年7月10日生)	<p>1987年4月 東京証券取引所入社 2010年6月 財団法人財務会計基準機構企画部長・企業会計制度委員会専門研究員 2012年6月 日本取引所自主規制法人考査部長 2014年6月 同社上場審査部長 2016年6月 同社常勤監事 2021年6月 平和不動産(株)社外監査役 2022年6月 同社特任執行役員 2024年4月 (株)宝印刷D&IR研究所顧問(現任) 2024年11月 TELEXISTENC(株)社外監査役(現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 下村昌作氏は、東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人において、上場審査、適時開示、コーポレート・ガバナンス等に長年携わり、会計・監査・内部統制に関する高度な専門性を有しております。また、上場会社において常勤社外監査役としての実務経験を有し、監査委員会体制の構築や内部監査機能の強化にも深く関与してまいりました。独立した立場から、取締役の職務執行を適切に監督・監査し、当社のガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上に貢献いただけるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p>					

- (注) 1 下村昌作氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 下村昌作氏は、社外取締役候補者であります。
3 下村昌作氏が選任され就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- 4 下村昌作氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- 5 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認可決された場合、候補者は被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】取締役及び監査等委員のスキルマトリックス

当社の取締役会は、会社経営において重要なスキルを次のとおり特定し、取締役及び監査等委員に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

まず、適切に経営・事業をリードするために「企業経営」「営業・マーケティング」「生産・品質管理」のスキルはあらゆる判断のベースとなります。

また、適切な経営基盤を確立・維持するために「財務・会計」「人事・労務・人材開発」「法務・リスク管理」のスキルも必要となります。

さらに、企業経営の持続性を担保するために「サステナビリティ・ESG」のスキルも必要となります。本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合の経営体制における取締役及び監査等委員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	性別	企業経営	サステナビリティ・ESG	営業・マーケティング	生産・品質管理	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・リスク管理
中村 文隆	代表取締役社長	男性	●	●	●	●			
村上 友香	専務取締役	女性	●				●	●	●
永田 和久	取締役	男性		●		●			
藤井 豪二	取締役	男性			●	●			
宇佐美 計史	取締役	男性			●	●			
劔持 健	社外取締役	男性	●				●	●	
小松 健次	社外取締役	男性	●		●				
下村 昌作	社外取締役 (監査等委員)	男性		●			●		●
杉田 由貴	社外取締役 (監査等委員)	女性						●	●
樋口 尚文	社外取締役 (監査等委員)	男性					●		
仁科 秀隆	社外取締役 (監査等委員)	男性							●

【ご参考】 社外独立性判断基準

当社は、以下の社外独立性判断基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。

- ① 当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人に過去10年以内に就任したことがある者
- ② 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ③ 当社の主要な取引先（当社が製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ④ 当社の役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として当社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
- ⑤ 上記②～④までに過去3年以内に該当していた者
- ⑥ 上記①～⑤までに該当する者の二親等内の親族

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3F

電 話 03-6433-1905

交 通 品川駅 港南口より徒歩6分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩9分

